



厚生労働省福島労働局発表  
平成20年10月17日

担 当	職業安定部 職業対策課
	課長 馬場 一郎
	課長補佐 石澤 義夫
	高齢者対策担当官 山田 俊明
	電話 024-528-0258

## 65歳までの高齢者雇用確保措置は着実に進展

(平成20年6月1日現在の高齢者の雇用状況)

### 《ポイント》

#### 1. 63歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

～全ての大企業が高齢者雇用確保措置を実施、中小企業も95%超～

- 平成20年6月1日現在、51人以上規模企業1,424社<sup>(注1)</sup>のうち、高齢者雇用確保措置<sup>(注2)</sup>の実施企業の割合は、95.9%と前年同期比4.0ポイント増加。
  - うち、中小企業<sup>(注3)</sup>は95.4% (前年同期比4.4ポイント増)。  
大企業は100% (前年同期100%)。
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業<sup>(注4)</sup>の割合は41.7% (前年同期比2.1ポイント増)。
- 70歳までの雇用確保措置を実施した企業<sup>(注5)</sup>の割合は9.3% (前年同期比1.0ポイント増)。

#### 2. 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

～高齢者の常用労働者数が大幅に増加～

- 改正高齢者雇用安定法施行前(平成17年)に比較して、
  - ・60～64歳の常用労働者数は、6,016人から10,869人に80.7%の増加。
  - ・65歳以上の常用労働者数は、1,977人から3,372人に70.6%の増加。いずれも年齢計の22.8%増加と比較して大幅な伸び。

～定年到達者のうち継続雇用される者の割合が大幅に増加～

- 改正高齢者雇用安定法施行前(平成17年)に比較して、
  - ・定年到達予定者のうち継続して雇用される予定の者の割合は54.6%から84.1%に29.5ポイント増加。

#### 3. 今後の取組

- 65歳までの雇用確保措置の確実な実施のため、引き続き51人以上規模の未実施企業に対して強力に指導を行うほか、50人以下規模の企業に対して重点的に指導を実施する。
- 少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少等の状況を踏まえ、「70歳まで働ける企業」を普及・啓発に取り組む。

(注1) 高年齢者雇用安定法（以下「高齢法」という。）第52条第1項により、事業主は6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告を提出した51人以上規模企業1,424社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況を集計。

(注2) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入（「高年齢者雇用確保措置」）のいずれかの措置を講じなければならない（法第9条第1項）。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引上げ（現在は63歳）。

(注3) 中小企業とは300人以下規模の企業。

(注4) 定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用の企業。

(注5) 定年の定め廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上、基準該当者70歳以上継続雇用の企業。

## 1 高年齢者雇用確保措置実施状況

### (1) 全体の状況

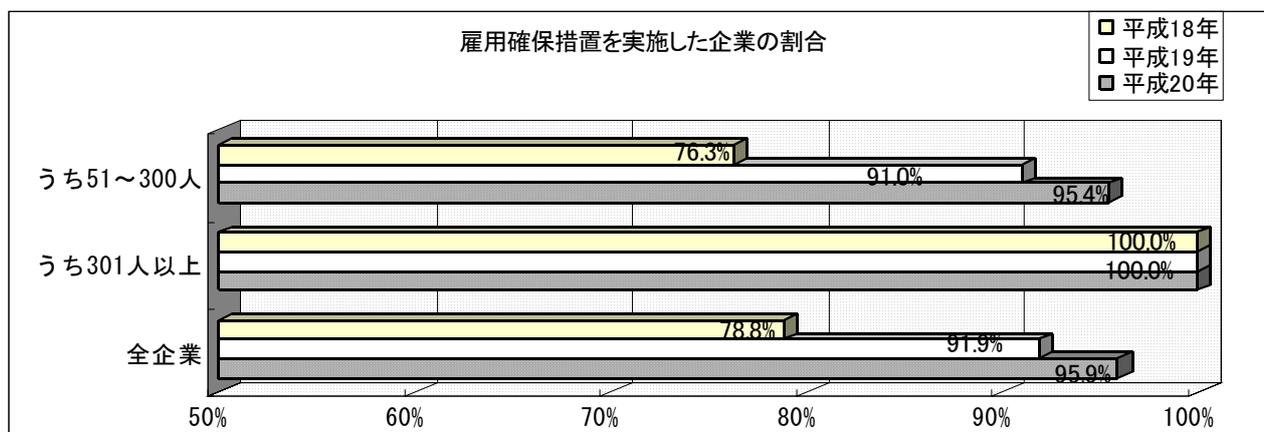
#### ① 報告企業数

報告企業数については、本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告を提出した51人以上規模企業は1,424社であり、うち中小企業（51～300人規模企業）は1,268社、大企業（301人以上規模企業）は、156社となっている。

#### ② 高年齢者雇用確保措置の実施状況

本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告を提出した51人以上規模企業1,424社における高年齢者雇用確保措置（以下、「雇用確保措置」という。）の実施状況を取りまとめた結果、実施済企業は、1,424社中1,366社、実施率95.9%であり、前年同期比4.0ポイントの増加となっている（別紙表1）。

一方、高齢法に沿った雇用確保措置を未実施である企業は、前年の114社から58社（8.1%から4.1%）と大幅に減少し、企業における雇用確保措置は着実に進展している。



### (2) 企業規模別・産業別の状況

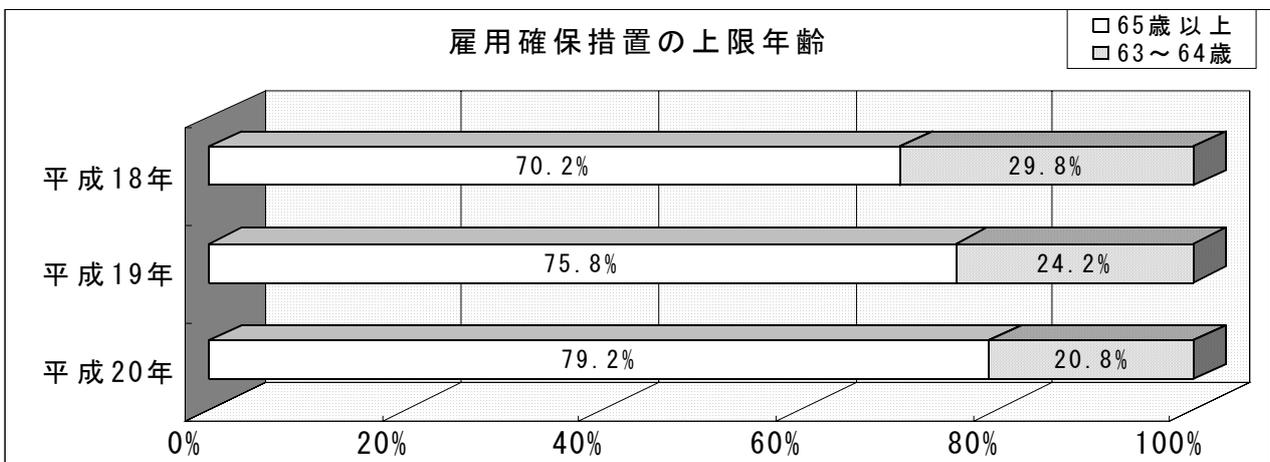
実施済企業の割合を中小企業と大企業別に見ると、前者における割合は95.4%、後者における割合は、100%となっており、大企業はすべて雇用確保措置を実施

済であり、また中小企業の実施状況も着実に進展している。

また、産業別の状況を見ると、全産業において、実施済企業割合は概ね96%であるが、企業数の多い産業で見ると、「医療・福祉」、「製造業」が平均より上回っているのに対し、「建設業」「卸売・小売業」「飲食店・宿泊業」等が平均より下回っている（別紙表2）。

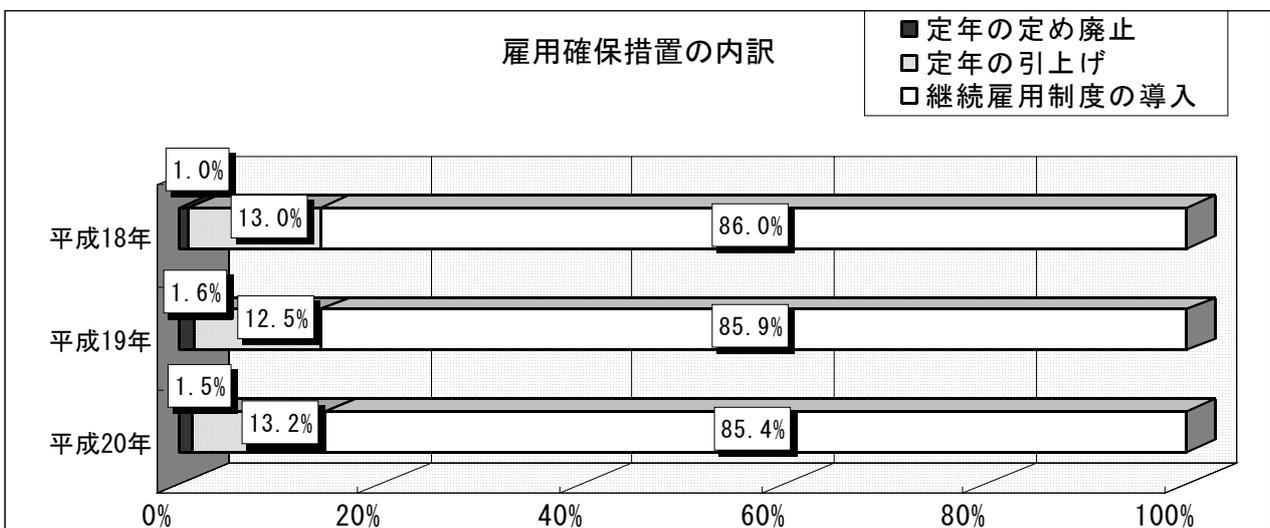
### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、実施済企業1,366社のうち、63歳又は64歳を上限年齢とした企業は284社、20.8%（前年同期24.2%）となっているが、高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は、1,082社、79.2%（前年同期75.8%）となっている（別紙表3-1）。



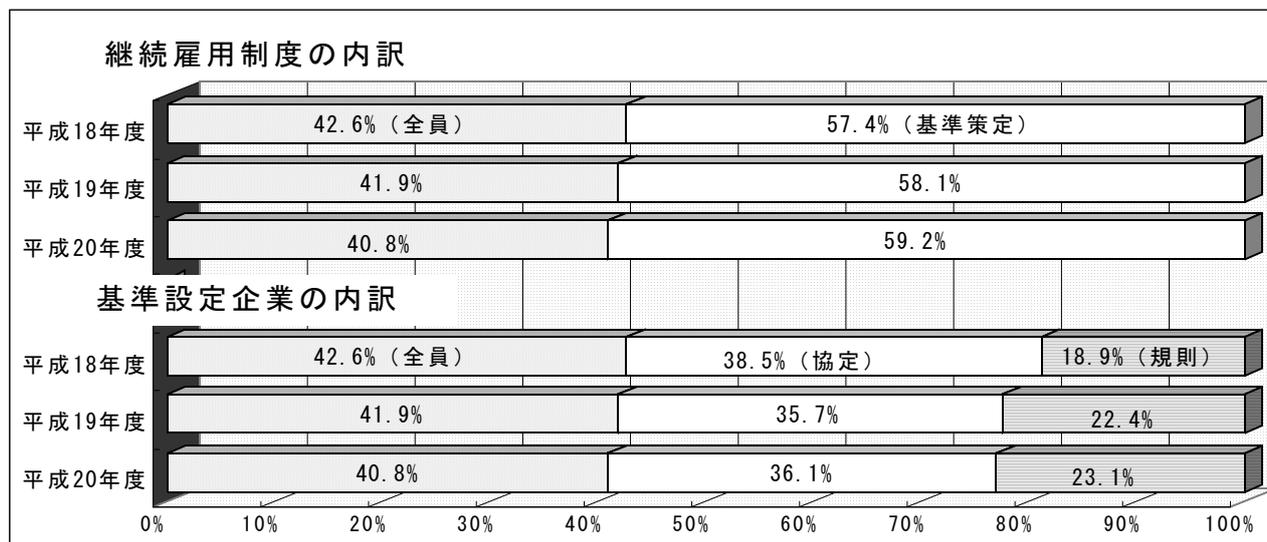
### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業1,366社のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は20社1.5%、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は180社13.2%、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,166社85.4%となっている（別紙表3-2）。



## (5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業1,366社のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、476社40.8%、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、690社59.2%、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、高齢法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、269社23.1%となっている（別紙表3-3）。



## (6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

51人以上規模企業のうち、定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の企業の割合については、1,424社中594社41.7%であり、前年同期比2.1ポイント増加している。

規模別に見ると、中小企業では44.2%、大企業では21.2%となっている（別紙表4）。

## 2 「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定め廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上、基準該当者70歳以上継続雇用制度の企業）の割合は9.3%であり、前年同期比1.0ポイント増加している。

規模別に見ると中小企業では9.7%、大企業では5.8%となっている（別紙表5）。

## 3 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

### (1) 常用労働者数の推移

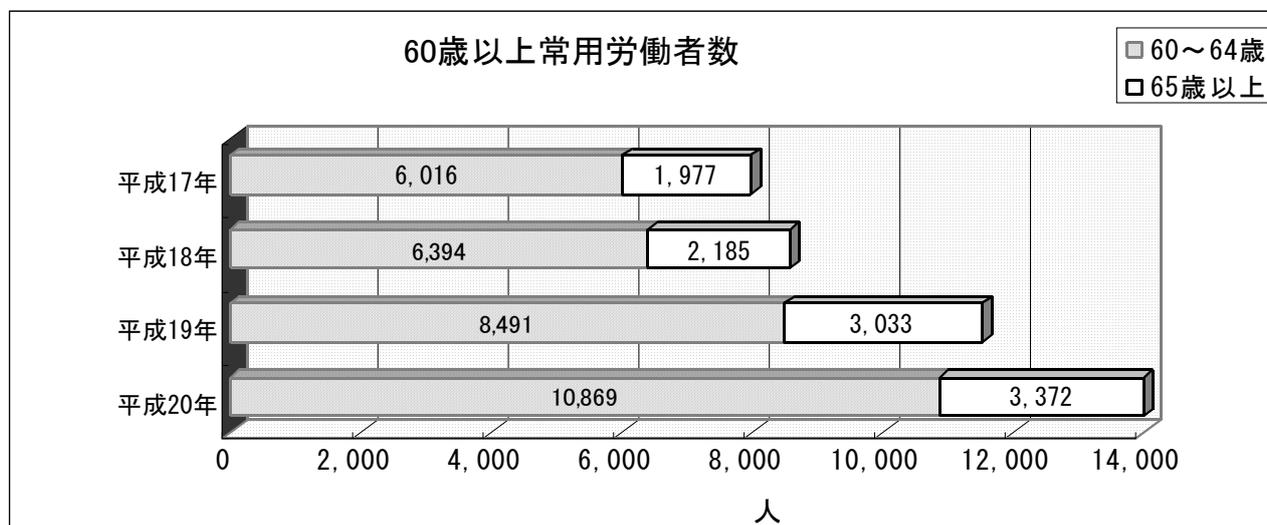
改正高齢法施行前(平成17年)に比較して、年齢計の常用労働者数は、211,815人から260,031人と22.8%の増加であるのに対し、

60～64歳の常用労働者数は、6,016人から10,869人と80.7%の増加

65歳以上の常用労働者数は、1,977人から3,372人と70.6%の増加といずれも年齢計の増加率と比較して大幅に伸びている（別紙表6）。

## (2) 定年到達予定者に占める継続雇用予定者の状況

改正高齢法施行前（平成17年）と比較して、継続雇用予定者の定年到達予定者に占める割合は、54.6%から84.1%へ29.5ポイント増加している。企業における雇用確保措置が着実に進展している（別紙表7）。



## 4 今後の取組

### (1) 65歳までの雇用確保措置の確実な実施

#### ① 雇用確保措置未実施企業に対する指導の実施

本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告によると、51人以上の規模の企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、未実施企業が58社あることから、引き続き、福島労働局労働局、ハローワークの幹部等による個別指導を強力に実施し、早期解消を図るとともに、今後は、特に50人以下規模の企業に対して、重点的に集団指導や個別指導を行うとともに、社団法人福島県雇用開発協会と密接に連携し、雇用確保措置の導入に向けた取組を行う事業主団体に対する奨励金の活用促進等を通じて、雇用確保措置の実施を図る。

#### ② 雇用確保措置の充実

上記の雇用確保措置の実施に係る指導に加えて、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等を通じて、希望者全員の65歳までの継続雇用、定年の引上げ、定年の定め廃止といった雇用確保措置の充実に取り組んでいくよう、企業に積極的に働きかけを行う。

### (2) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の60歳の定年年齢への到達等を踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組の支援、70歳以上の定年への引上げ等に係る「定年引上げ等奨励金」の積極的な活用についての企業への働きかけ等により、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表 1 雇用確保措置の導入状況

	①導入済み			②未導入			合 計(①+②)	
	平成20年	平成19年	対前年比	平成20年	平成19年	対前年比	平成20年	平成19年
企業数	1,366	1,294	72	58	114	▲ 56	1,424	1,408
比率 (%)	95.9%	91.9%	4.0	4.1%	8.1%	▲4.0	100.0%	100.0%

表 2 規模別・産業別実施状況

		①導入済企業割合			②未導入企業割合		
		平成20年	平成19年	対前年増減 ポイント	平成20年	平成19年	対前年増減 ポイント
規模別	51～100人	94.6%	89.1%	5.5	5.4%	10.9%	▲ 5.5
	101～300人	96.6%	93.8%	2.8	3.4%	6.2%	▲ 2.8
	301～500人	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	501～1000人	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	1,001人以上	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	合 計	95.9%	91.9%	4.0	4.1%	8.1%	▲ 4.0
産業別	建設業	94.0%	91.0%	3.0	6.0%	9.0%	▲ 3.0
	製造業	96.4%	93.3%	3.1	3.6%	6.7%	▲ 3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	情報通信業	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	運輸業	95.2%	90.6%	4.7	4.8%	9.4%	▲ 4.6
	卸売・小売業	93.5%	87.4%	6.1	6.5%	12.6%	▲ 6.1
	金融・保険業	95.0%	86.4%	8.6	5.0%	13.6%	▲ 8.6
	飲食店、宿泊業	93.2%	82.9%	10.3	6.8%	17.1%	▲ 10.3
	医療、福祉	98.2%	95.2%	3.0	1.8%	4.8%	▲ 3.0
	教育、学習支援	91.3%	88.5%	2.8	8.7%	11.5%	▲ 2.8
	複合サービス事業	95.7%	95.5%	0.2	4.3%	4.5%	▲ 0.2
	その他のサービス業	96.2%	91.5%	4.7	3.8%	8.5%	▲ 4.7
	その他	100.0%	91.7%	8.3	0.0%	8.3%	▲ 8.3
合 計	95.9%	91.9%	4.0	4.1%	8.1%	▲ 4.0	

### 表3 雇用確保措置導入企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含む定年制なし)			②63～64歳			合計(①+②)	
	平成20年	平成19年	対前年比	平成20年	平成19年	対前年比	平成20年	平成19年
企業数	1,082	981	101	284	313	▲29	1,366	1,294
比率	79.2%	75.8%	3.4	20.8%	24.2%	▲3.4	100.0%	100.0%

表3-2 雇用確保措置の内訳

	平成20年		平成19年	
	企業数	比率	企業数	比率
①定年の定め廃止	20	1.5%	21	1.6%
②定年の引上げ	180	13.2%	162	12.5%
③継続雇用制度の導入	1,166	85.4%	1,111	85.9%
合計(①+②+③)	1,366	100.0%	1,294	100.0%

表3-3 継続雇用制度の内訳

	平成20年		平成19年	
	企業数	比率	企業数	比率
①希望者全員	476	40.8%	465	41.9%
②基準策定	690	59.2%	646	58.1%
うち労使協定	(421)	(36.1%)	(397)	(35.7%)
うち就業規則	(269)	(23.1%)	(249)	(22.4%)
合計(①+②)	1,166	100%	1,111	100%

**表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合**

				合計	報告した すべての企業
	定年の定め 廃止	65歳以上 定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
企業計	20	146	428	594	1,424
	(1.4%)	(10.3%)	(30.1%)	(41.7%)	(100.0%)
中小企業 (51～300人)	20	133	408	561	1,268
	(1.6%)	(10.5%)	(32.2%)	(44.2%)	(100.0%)
大企業 (301人～)	0	13	20	33	156
	(0.0%)	(8.3%)	(12.8%)	(21.2%)	(100.0%)

**表5 70歳までの雇用確保措置を導入した企業の割合**

	定年の定め の廃止	70歳以上 定年	継続雇用		合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上		
			企業計	20		
	(1.4%)	(0.1%)	(1.8%)	(6.0%)	(9.3%)	(100.0%)
中小企業 (51～300人)	20	1	26	76	123	1,268
	(1.6%)	(0.1%)	(2.1%)	(6.0%)	(9.7%)	(100.0%)
大企業 (301人～)	0	0	0	9	9	156
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.8%)	(5.8%)	(100.0%)

**表 6 年齢別常用労働者**

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	211,815 (100.0%)	6,016 (100.0%)	1,977 (100.0%)
平成18年	225,467 (106.4%)	6,394 (106.3%)	2,185 (110.5%)
平成19年	248,841 (117.5%)	8,491 (141.1%)	3,033 (153.4%)
平成20年	260,031 (122.8%)	10,869 (180.7%)	3,372 (170.6%)

(注) ( ) 内は平成17年を100とした場合の比率

**表 7 定年到達予定者等の状況**

	定年到達予定者	継続雇用予定者	定年による 離職予定者	基準に該当しないこと による離職予定者	未定
平成17年	1,746 (100.0%)	954 (54.6%)	792 (45.4%)		
平成18年	2,597 (100.0%)	1,994 (76.8%)	567 (21.8%)	36 (1.4%)	
平成19年	3,699 (100.0%)	2,880 (77.9%)	760 (20.5%)	59 (1.6%)	
平成20年	4,300 (100.0%)	3,057 (71.1%)	633 (14.7%)	52 (1.2%)	558 (13.0%)
(参考)	4,300 (100.0%)	3,615 (84.1%)	633 (14.7%)	52 (1.2%)	

(注) 平成20年から、定年到達予定者のうち継続雇用予定者かどうか未定の者については、別途計上することとした。それ以前の継続雇用予定者かどうか未定の者については、継続雇用予定者に含むこととしており、平成20年について、これと同様の算出方法とする参考のとおりとなる。

# 改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
- ③ 定年の定めの廃止

いずれかの措置  
(高年齢者雇用確保措置)  
の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2013年度までに段階的に実施

